

【介護機関の指定及び義務と指導及び検査について】

項目	Q & A
指定介護機関	<p>Q1. 生活保護の指定介護機関（以下、指定介護機関）になっていませんが、介護券はもらえますか？</p> <p>A. 指定介護機関でないと、介護券は交付できません。            指定申請の方法や申請書等の入手は佐世保市ホームページにあります。            ※トップページ⇒健康・福祉タブ⇒生活保護 又はトップページの検索から「指定介護機関」と入力</p>
指定申請	<p>Q2. 介護保険法の指定を受けていますが、被保護者に介護サービスの提供を行う場合には、改めて生活保護法の指定申請が必要ですか？</p> <p>A. 指定申請が必要な場合と必要でない場合があります。  <b>【平成26年7月1日以降に介護保険法の指定又は許可を受けた事業所】</b>            改めて生活保護法の指定申請を行う必要はありません。介護保険法の指定又は許可を受けたことをもって、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。            「みなし指定」⇒生活福祉課は指導監査課や長寿社会課からの情報をもとに、指定の手続き（廃止も同様）を行っています。  <b>【平成26年6月30日までに介護保険法の指定又は許可を受けた事業所】</b>            介護保険法の指定を受けている場合であっても、別途生活保護法の指定申請を行う必要があります。詳細や申請書等の入手は佐世保市ホームページにあります。            ※ページ検索は同上</p>
届出	<p>Q3. 事業を休止した場合、生活福祉課への届出は必要ですか？</p> <p>A. 指定介護機関は必要です。以下の場合、指定介護機関は届出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届（事業所の名称や所在を変更した、開設者の名称や住所を変更した、管理者を変更した、等）</li> <li>・廃止届（廃業した）※上記Q2の「みなし指定」を受けた場合は不要です。</li> <li>・休止届（業務を休止した）</li> <li>・再開届（休止していた業務を再開する）</li> <li>・辞退届（指定介護機関の指定を辞退したい）</li> </ul> <p>⇒詳細や申請書等の入手は佐世保市ホームページにあります。            ※ページ検索は同上</p>
更新	<p>Q4. 介護保険法では6年ごとに更新申請が必要ですが、生活保護法でも同様に更新申請が必要ですか？</p> <p>A. 生活保護法では更新制度はありません。しかしながら、介護保険法に基づく指定が更新されない場合には、指定基準を満たさないことになり、生活保護法による指定については、廃止（辞退）してもらうこととなります。</p>

【介護機関の指定及び義務と指導及び検査について】

項目	Q & A
<p>担当規定</p>	<p><b>05. 指定介護機関が留意することはありますか？</b></p> <p>A. 生活保護法により指定介護機関担当規定を次のように定め、平成12年4月1日から適用しています。</p> <p>○指定介護機関の義務 第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規定の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければなりません。</p> <p>○提供義務 第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではなりません。</p> <p>○介護券 第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければなりません。</p> <p>○援助 第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければなりません。</p> <p>○証明書等の交付 第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければなりません。</p> <p>○介護記録 第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければなりません。</p> <p>○帳簿 第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければなりません。</p> <p>○通知 第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければなりません。 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わない場合。 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとした場合。</p>

【介護機関の指定及び義務と指導及び検査について】

項目	Q & A
個別指導①	<p><b>Q6. 指定介護機関に対する個別指導の対象事業所はどのように決まりますか？</b></p> <p>A. 指定介護機関に対する個別指導の対象介護機関の選定基準は次の各号のいずれかに該当するものとします。</p> <p>(1) 介護サービスを提供される被保護者数が多い指定介護機関  (2) 新たに指定した指定介護機関  (3) 介護扶助受給者の取扱上、指導の必要が認められる指定介護機関  (4) 生活福祉課と指定介護機関相互の協力体制、事務手続き等の面で、指導の必要が認められる指定介護機関  (5) 従来からの指導の結果、再指導の必要が認められる指定介護機関</p>
個別指導②	<p><b>Q7. 指定介護機関に対する個別指導ではどのようなところを見られますか？</b></p> <p>A. 指定介護機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点は以下の通りです。</p> <p>《主眼事項》  介護扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p> <p>《着眼点》</p> <p>●介護扶助に対する理解の状況</p> <p>①生活保護制度の趣旨及び介護扶助に関する事務取扱が十分理解されているか。また指定、更新事務等の制度を理解されているか。  ②介護報酬の請求は適切に行われているか。また、報酬請求に係る帳簿、書類の記載及び保存は、適切に行われているか。  ③障害者総合支援法等他法の取扱について配慮されているか。特に、障害者総合支援法第58条(自立支援医療)適用について理解されているか。また、障害者手帳の取得等について配慮されているか。</p> <p>●介護扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>①生活福祉課との協力は、円滑に行われているか。  ②訪問介護等介護従事者は、確保されているか。  ③介護記録の記載及び保存は、適切に行われているか。  ④居室、療養室等の提供は、適切に行われているか。  ⑤居宅介護支援計画(ケアプラン)等の作成は、適切に行われているか。また、作成された計画に基づくサービス提供が行われているか。  ⑥他職種との協働によるサービス提供の実施が行われているか。  ⑦介護施設入所者基本生活費等の取扱いは、適切に行われているか。特に、本来介護施設において用意し負担すべき内容の経費について介護施設入所者基本生活費等から支出するようなことはしていないか。また、施設で金銭管理を行っている場合、その収支状況について、個人ごとに整理把握されているか。</p>
検査	<p><b>Q8. 指定介護機関に対する検査はどのように決まりますか？</b></p> <p>A. 検査は、個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関及び正当な理由なく個別指導を受けることを拒否する指定介護機関とします。ただし、上記以外の指定介護機関であって、介護サービス内容又は介護報酬の請求に不正または不当があると疑うに足りる理由があつて直ちに検査を行う必要があると認められる場合は、この限りではありません。</p>